

# 県立長野図書館資料選定基準

県立長野図書館資料選定方針に基づき、資料を区分ごとに適切かつ効率的に選定するため、この基準を定める。

なお、この基準で使用する語の定義は、別表 1 のとおりとする。

## I 図書

### 1 郷土

郷土資料の定義及び図書の範囲は別表 2 のとおりとし、網羅的に収集する。

ただし、いわゆる住宅地図については、更新の頻度を毎年度の重点方針で検討する。

### 2 一般

県立図書館としての機能と適正な蔵書構成に配慮する。収集の重点は解説書、研究書に置きつつ、各分野にわたり入門書から専門書に至るまで幅広く収集する。

#### (1) 参考図書

各分野の調査に必要な基本的な資料に漏れないように注意し、積極的に収集する。ただし、官公庁の公式ウェブサイトや商用データベース等のインターネット情報との代替性を考慮する。

#### (2) 一般図書

ア 各分野で評価の定着した著名な研究者の著作、及び当該人物に関する解説書、研究書等を積極的に収集する。

イ 体系的に編纂された講座、全集等は積極的に収集する。特に故人の全集に配慮する。

ウ 解説書、研究書等は、研究成果を総括した図書や学術の受賞書を積極的に収集する。

エ 入門書、概説書、実用書は、類書の有無及びその発行年の新旧、利用の動向を考慮して選択的に収集する。

オ 高度な専門書は、類書の有無及びその発行年の新旧、利用の動向を考慮して限定的に収集する。

カ 重要な社会問題や時事に関する図書は、利用者の比較検討に資するため様々な視点・立場から書かれた多角的な図書から扇動的とならないよう配慮して収集する。

キ 改訂版・増補版は、旧版及び他の版と内容を十分比較検討し、進化・充実が認められる場合は積極的に選定する。

ク 学術に関する図書のうち、評価を経て形態を変えて発行された図書で、元の図書を所蔵していない場合は積極的に収集する。

ケ 新発見、新理論、再評価等、時代の進展に伴う最先端の情報の充実した図書の収集に配慮する。

コ 文学作品は各種の賞を受けた図書を中心に精選し、ベストセラーは主題、内容等を考慮して、選択的に収集する。

サ 漫画は評価の定着したもの及び主題、内容等を上記の基準に照らして検討し、限定的に収集する。いわゆるコミックは収集対象としない。

シ 加除式資料は、継続的な差替えによって最新の情報を提供できる資料を、各種データベースの収録範囲を考慮し限定的に収集する。

ス 資格取得のためのテキストは原則として収集しないが、その分野の研究のために代替の図書がなく、必要

と思われる場合に限定的に収集する。

セ 外国語図書は、国内外の出版物から在留者の数など見込まれる利用の多寡を考慮して、次の区分のもと限定的に収集する。

(ア) 参考図書

(イ) 日本に関する資料及び日本を紹介する資料（日本文学の外国語訳図書を含む。）

(ウ) 県内在住の外国人が母国語を習得するための資料

上記の基準に該当しないがまとまったコレクションの提供を受ける場合は、その都度コレクションとしての価値を考慮して検討するものとする。

ソ 次に掲げる資料は、原則として収集の対象としない。

(ア) 極めて高度で特殊な専門図書

(イ) 学習参考書及び試験問題集

(ウ) 個々の楽譜（いわゆるバンドスコアや伴奏用のもの）

(エ) 特定の企業・団体・宗教等の広報、セミナー・勉強法等の普及を目的とし、資料としての活用が望めないもの

(オ) 文庫本（ただし、文庫本でしか手に入らないものを除く。上記クも参照。）

(カ) アイドル歌手等の写真集

(キ) 不健全、低俗であることが明らかで、資料としての活用が望めないもの。

(ク) ゲーム、ギャンブルの攻略等に関するもの。

タ リクエストは利用の動向を把握するために重視するが、上記の基準を参照して検討する。

### 3 児童図書及び児童図書関連図書

#### (1) 児童図書

主に中学生以下の子どもを対象に出版された資料から、子どもに楽しみを与え、子どもの様々な事象への関心・興味や好奇心を満ち、成長につながる資料を選定する。一般図書の基準を準用し、児童図書の出版事情を考慮し、以下に配慮して選定する。

#### ア 絵本及び文学作品

コアとなっている図書（児童図書の歴史上評価が定まり長期にわたり読み継がれたもの）については漏らさず購入し、破損状況を鑑み、買い替えも検討する。

著者の過去の図書や略歴等を考慮し、スタンダード（現時点で評価が高く今後コア作品として評価される可能性があるもの）及びスタンダードとなりえるものを選定する。

#### イ 主題と表現方法等を考慮し、資料的価値を検討して極めて限定的に収集する資料

(ア) 迷路、パズルなどの本

(イ) テレビマガジン、テレビ本

(ウ) 学習漫画

(エ) 占い本

#### ウ 収集の対象としない資料

(ア) 教科書

(イ) 学習参考書

(ウ) キャラクター本

- (エ) ゲーム攻略本
- (オ) 個々の楽譜
- (カ) コミック

エ 一般向けの図書であっても、調べ学習等として利用が見込まれるものは、児童図書として収集することができる。特に、郷土に関して児童を対象とした出版は少ないので配慮する。

オ 青少年を対象に出版された図書（ヤングアダルト）は、蔵書構成を考慮し選択的に収集する。

カ 外国語図書は、以下のものを限定的に収集する

- (ア) 世界的な児童文学賞を受賞した図書
- (イ) 日本の作品で外国語に翻訳・出版された資料
- (ウ) 作家及び絵本画家の伝記等
- (エ) 日本人の外国語学習に適したいわゆる多読用図書

## (2) 児童図書研究資料

各分野にわたる児童図書に関する調査研究に必要な資料、児童図書館活動、読書支援等に関する資料を以下に留意して選定する。

ア 児童図書の出版目録、選定目録、児童文学事典は、基本的な資料として積極的に選定する。

イ 児童文学論、作品論、作家論等は解説書、研究書は、多角的に比較検討しながら調査研究できるよう留意して積極的に選定する。

## II 逐次刊行物

### 1 郷土

郷土資料とする逐次刊行物の範囲は別表2のとおりとする。

#### (1) 新聞

網羅的に収集し、各1部保存する。

ただし、地域版のあるものについては、市町村図書館の収集・保存状況も考慮する。

#### (2) 雑誌・広報・紀要等

網羅的に収集し、各1部保存する。

### 2 一般

#### (1) 新聞

国内発行の主要な新聞を収集する。ただし、業界紙、専門紙等については長野県の特長や利用者の動向、類似資料の有無等を考慮し、限定的に収集する。

#### (2) 雑誌

国内発行雑誌は、広く各分野にわたって調査、研究に資するという視点から、専門誌を中心に以下に配慮して収集する。長期にわたり予算が硬直化する可能性があるため、リクエストは原則として受け付けない。

ア 選定に当たっては、各種雑誌記事検索データベースの収録対象とされていることを基準の一つとする。

イ 内容の充実度、普及度、継続性等の判断材料として、発行部数、発行年の新旧を考慮する。

ウ 商業誌は、各分野の代表的な雑誌を精選する。ただし総合誌、法律、技術、統計等速報性が高い

雑誌、農林業等県内の産業との関連が高いもの、図書館・読書等県内図書館の活動支援に資するものは複数誌を選択することができる。

エ 時事誌は市町村立図書館との保存協定を考慮して収集する。

オ 広報誌、地方刊行誌及び特殊な科学雑誌等については限定的に収集する。

カ ゴシップ誌、漫画雑誌は収集しない。

(3) 官公庁刊行物（政府諸機関、地方行政機関及び公社・公団等により編集又は発行される出版物）及び所報・紀要等

雑誌に関する基準を準用し、各分野での調査用資料としての価値を判断するとともに、他の資料との関連、ウェブ上での公開の有無を考慮し、資料性・学術性の高いものを選択的に収集する。

(4) 外国語逐次刊行物

以下のものを限定的に収集する。

ア 主要諸国の代表的な新聞

イ 主要諸国の代表的な総合誌、各分野の代表的な雑誌

ウ 県内在住の外国人の利用状況を考慮した諸言語の雑誌

### Ⅲ その他の資料

#### 1 マイクロ資料

郷土、一般、児童の区分を問わず、以下により収集する。

(1) 全国紙、信濃毎日新聞及び官報等利用の多い資料については、後述するオンライン資料との関係を考慮し、必要に応じマイクロフィルム版を収集することができる。

(2) 郷土資料で貴重資料をマイクロフィルム化したものや印刷資料で入手困難なものを収集する。

#### 2 その他の印刷資料

パンフレット、地図等は図書に準じて収集するが、各区分で精選する。

国土地理院発行の地形図等は郷土であっても保存部数は一部とする。

#### 3 視聴覚資料

##### (1) 郷土

映像・音声等により構成される資料のうち、別に定める郷土資料に該当するもので、簡易な再生装置（特別の技術を要しないもの）による視聴が可能なものは、網羅的に収集し、図書と同様の区分で登録することができる。

この際、上映・貸出しの可否等の利用の条件について確認するものとする。

##### (2) 一般

映像・音声等により構成される資料のうち、簡易な再生装置による視聴が可能で個人への利用が許可されたものは、図書と同様の区分で登録することができる。

この際、上映・貸出しの可否等の利用の条件について確認するものとする。

選定の基準は、図書、逐次刊行物等と同様とする。

##### (3) 児童

前項と同様とする。

#### (4) 団体

視聴覚資料としての特性を考慮し、団体貸出が可能な資料を収集する。ただし、記録としての価値が高い資料については、館内での利用に限られるものであっても収集する。

##### ア 映像資料

学校教育又は社会教育に広く活用できる、評価の高い資料を各分野にわたり幅広く収集する。

##### イ 音声資料

図書資料との関連を考慮して、資料性の高いものを収集する。

#### 4 電子出版物資料（媒体に固定されているパッケージ資料）

##### (1) 郷土

網羅的に収集し、図書に準じて必要に応じ複数部を保存することができる。

併せて、再生機器の維持にも努める。

##### (2) 一般

適用機種とオペレーティング・システム、維持経費及び操作性等を総合的に判断して収集するものとし、レファレンスにおける有用性のため次に掲げる事項に留意して収集する。

併せて、再生機器の維持にも努める。

ア 書誌、索引、目録、事典及び新聞記事等を対象とし、検索機能を有しているものはレファレンスにおける有用性があるため積極的に収集する。

イ 冊子体が刊行中止となり、記録媒体のみでの刊行に代わったものについては、継続的に収集する。

##### (3) 児童

一般に準じて収集する。

#### 5 オンライン資料

##### (1) 商用データベース

既存の資料との代替性、資料構成、費用、利用動向を考慮し選択する。

##### (2) 電子書籍

既存資料の資料構成、費用、利便性を考慮し、I 図書に準じて選択する。

#### 6 玩具等

児童図書室における体験・発見活動、世代間交流に役立つ器具、ボードゲーム等から安全性に配慮して限定的に選定する。

#### 附 則

##### 1 規定の廃止

県立長野図書館図書資料選定基準（平成 21 年 10 月 21 日施行）及び県立長野図書館図書資料選定基準細則（平成 15 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

##### 2 施行期日

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

## 別表 1

選定基準における記述の定義については、次のとおりとする。

### (1) 資料の種類

#### ア 基本的な資料

その分野で重要であると評価が定まっている資料

#### イ 入門書

初学者の手引きとして書かれた解説資料

#### ウ 概説書

全体にわたってその分野の体系を説明している資料

#### エ 解説書

特定の分野・事項について簡易に説明した資料

#### オ 実用書

実地や実務において役に立つ資料

#### カ 研究書

研究者の調査による極められた成果を著した資料

#### キ 専門書

特定の分野又は内容について書かれた高度な資料

#### ク 参考図書

各分野の辞典、事典、便覧、図鑑、年鑑、白書、書誌、目録、索引及び地図帳等

### (2) 収集の姿勢

#### ア 網羅的に収集する

様々な出版情報で得られた情報を漏れなく収集する。

#### イ 積極的に収集する

様々な出版情報をもとに過去の出版物にもさかのぼり、蔵書構成上必要な資料を積極的に収集する。

#### ウ 選択的に収集する

様々な出版情報をもとに過去の出版物にもさかのぼり、適当なものを選択して収集する。

#### エ 限定的に収集する

蔵書構成上の必要性に応じて慎重に収集する。

#### オ 収集しない

寄贈も含めて収集しない。

## 別表 2

### 郷土資料の定義

#### 1 郷土の地域的定義

- (1) 長野県（旧信濃国）の全域を郷土とする。
- (2) 長野県以外であっても、歴史的、地理的及び社会的に密接に関連する地域は、準郷土とし、郷土と同等の扱いをすることができる。

#### 2 郷土人の定義

長野県出身者又は長野県在住者及び在住歴があった人物で、長野県に影響のあった人物又は長野県に関係の深い人物とする。

#### 3 郷土資料の範囲

郷土・準郷土に関する人物、事象、事物を主題とした資料及びそれらを素材（背景）として記述した資料並びに次に掲げる資料は郷土資料とする。

##### (1) 図書

- ア 郷土人著作物
- イ 郷土に関する記述が極小であっても、その部分の内容が他に求められない資料
- ウ 近世（便宜上、明治9年の長野県統一までを含む。）以前の郷土人著作物及び郷土出版物
- エ 長野県内の官公庁刊行物
- オ 長野県所在の公的私的施設、企業、機関、団体等に関する資料
- カ 長野県所在の公的私的施設、企業、機関、団体等に所属する（した）人物による著作
- キ 長野県内で行われた行事、催し物等に関する資料
- ク 郷土を舞台として書かれた文学作品

##### (2) 逐次刊行物

- ア 長野県内において出版された新聞及び雑誌
  - イ 長野県内の研究機関や研究団体の紀要等
  - ウ 長野県内の官公庁等が発行する広報等
  - エ 長野県外で継続的に出版された長野県に関する雑誌等
- ただし、上記いずれにおいても商店の広告を主な目的として発行されるものは除く。